

◎農業・漁業を営む方、船舶使用者の方の免税手続き（新規申請）に必要な書類

ここには、新規申請の場合で、一般的に必要な書類を掲げています。  
添付が省略できる場合や、その他の書類が必要となる場合がありますので、詳しくは、各県税事務所にお問い合わせください。

○農業を営む方

○免税軽油使用者証交付申請手続き	
免税軽油使用者証交付申請書	(所定の様式)
不交付要件に該当しない旨の誓約書	(所定の様式)
農業委員会が発行する耕作証明書	
免税軽油を使用する機械のカタログ等	
免税機械の販売証明書	
免税軽油使用者証交付手数料	500円
○免税証交付申請手続き	
免税証交付申請書	(所定の様式)
免税軽油所要数量計算書（農業用）(所定の様式)	
交付を受けた免税軽油使用者証	
農業委員会が発行する耕作証明書（使用者証と同時申請の際は省略可）	

○漁業を営む方、船舶使用者の方

	漁業を営む方	船舶使用者の方
○免税軽油使用者証交付申請手続き		
免税軽油使用者証交付申請書	○	○
不交付要件に該当しない旨の誓約書	○	○
動力漁船登録票(写)	○	
船舶検査証書・船舶検査手帳(写)		○
軽油使用証明書（漁協組合長発行）	○	
軽油使用証明書（販売店等）		○
免税軽油使用者証交付手数料	○	○
免税軽油を使用する機械のカタログ等	○	○
○免税証交付申請手続き		
免税証交付申請書	○	○
免税軽油所要数量計算書（漁業用）(所定の様式)	○	
免税軽油所要数量計算書（その他用）(所定の様式)		○
交付を受けた免税軽油使用者証	○	○

※農業・漁業を営む方は、要件を満たせば、共同申請による手続きができます。